

日田市規則第40号

日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年10月30日

日田市長 原 田 啓 介

日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する規則

日田市居宅介護サービス費等の額の特例等に関する規則（平成24年規則第230号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>（令和2年7月豪雨により被災した要介護被保険者等又は主たる生計維持者に対する居宅介護サービス費等の額の特例等）</p> <p>3 略</p> <p>4 前項に規定する特例給付及び利用者負担額の免除の対象となる期間は、第7条の規定にかかわらず、令和2年7月6日から<u>同年12月31日まで</u>とする。</p> <p>5 及び 6 略</p>	<p>附 則</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>（令和2年7月豪雨により被災した要介護被保険者等又は主たる生計維持者に対する居宅介護サービス費等の額の特例等）</p> <p>3 略</p> <p>4 前項に規定する特例給付及び利用者負担額の免除の対象となる期間は、第7条の規定にかかわらず、令和2年7月6日から<u>同年10月31日まで</u>とする。</p> <p>5 及び 6 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。